

新旧対照表

○木更津市公共下水道等雨水流出抑制に関する指導要綱の一部を改正する告示

新	旧
<p>(対象施設)            第3条 この要綱は、公共下水道が供用開始又は供用開始見込の区域内若しくは都市下水路に排水設備を接続し排水を計画している土地で、建築物、駐車場、遊戯施設、鉄塔、ソーラー発電所等の施設を建設しようとする場合で、<u>300平方メートル以上の土地に対して適用するものとする。</u></p>	<p>(対象施設)            第3条 この要綱は、公共下水道が供用開始又は供用開始見込の区域内若しくは都市下水路に排水設備を接続し排水を計画している土地で、建築物、駐車場、遊戯施設、鉄塔、ソーラー発電所等の施設を建設しようとする場合で、<u>次の各号のいずれにも適合する土地に対して適用するものとする。</u>  <u>ただし、一戸建ての専用住宅については、この要綱の対象から除くものとする。</u>  <u>(1) 300平方メートル以上の土地</u>  <u>(2) 当該土地の半分以上が屋根、舗装等に覆われる土地</u></p>